

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県精神保健福祉センターは、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 公表日

令和3年8月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)に基づき、精神疾患(てんかんを含む。)を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うため、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定・受給者証の交付等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①自立支援医療費(精神通院医療)の申請に対する審査・支給認定(却下)、②認定後の受給者証交付(再交付)、③支給認定内容の変更・申請内容の変更、④他の法令による給付との調整、⑤支給認定の取消し、⑥受給者証の返還の請求。</p>
③システムの名称	通院医療費公費負担制度電算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条1、2、3、4、5、6、7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 横浜市中区日本大通1 045-210-3714 神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県精神保健福祉センター 横浜市港南区芹が谷2-5-2 045-821-8822

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float:right">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float:right">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float:right">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	I しきい値判断1.対象人数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	I しきい値判断2.取扱者数	平成27年2月28日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年12月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の84の項・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第60条1、4号	・番号法 第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第60条1、2、3、4、5、6、7号	事後	
平成28年12月27日	4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二 における情報提供の根拠):56の2の項(別表 第二における情報照会の根拠):108の項・番 号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(別表第二の主務省令にお ける情報提供の根拠):第30条(別表第二の 主務省令における情報照会の根拠):第55条 3、4号	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項、108の項 (別表第二における情報照会の根拠) :108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :19条1号、第30条11号、44条1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第55条3、4号	事後	
平成29年6月30日	4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :第30条11号	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根 拠) :第30条12号	事後	
平成30年11月27日	4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項、108の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第55条3、4号	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根 拠) :第55条5、6号	事後	
平成30年11月27日	7.特定個人情報の開示、訂 正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年11月27日	II しきい値判断1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正
平成30年11月27日	II しきい値判断2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :26の項、56の2の項、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) :108, 109, 110の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) :19条1号、第30条12号、44条1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第55条5、6号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項、56の2の項、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第19条第1号、第30条第12号、第44条第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	神奈川県精神保健福祉センター所長 山田正夫	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和1年6月27日	IIしきい値判断1.対象人数	平成30年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成30年6月30日時点	平成31年4月19日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断1.対象人数	平成31年4月19日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断2.取扱者数	平成31年4月19日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項、56の2の項、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第19条第1号、第30条第12号、第44条第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断1.対象人数	令和2年5月1日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断2.取扱者数	令和2年5月1日時点	令和3年4月30日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2第1号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、 53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、 53の項、56の2の項、87の項、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108の項、109の項、110の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) 第7条第2、3号、第10条第1、2、3、4号、第12条第1、2、4、6、8号、第14条第1、2号、第19条第1号、第27条第1、2号、第30条第12号、第44条第1号、第59条の2の2第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) 第55条第6、7、11号、第55条の2第1、2、3、4号、第55条の3第1、2、4号</li> </ul>	事前	評価書の事務に関連した法令上の根拠に訂正